

鹿児島女子短期大学公的研究費不正防止計画

平成23年5月9日

不正防止委員会決定

平成28年2月25日 学長改正

平成30年6月18日 学長改正

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等に係る本学のガイドラインに基づき、公的研究費の適正な管理を行うため、「鹿児島女子短期大学公的研究費不正防止計画」を次のとおり定める。

1. 適正な予算執行の管理

- ① 研究者は、公的研究費に係る研究を開始しようとするときは、コンプライアンス推進責任者に「研究計画書（様式1）」を提出し、計画的な研究活動の推進を図る。
- ② 研究者は、公的研究費に係る研究期間の前半期の終了時点において、コンプライアンス推進責任者に「研究進捗状況報告書（様式2）」を提出し、研究活動の進捗を報告する。
- ③ コンプライアンス推進責任者は、予算執行が年度末に集中し、執行の遅れがないか予算管理の把握に努め、問題が生じている場合は、必要に応じて研究者にその理由等を確認し、早期執行を促す。

2. 物品等の検収

本学に納入されるすべての物品検収は、総務課が実施する。

3. 旅費の事実確認

- ① 出張者は、研究打ち合わせ等の用務の場合、出張復命書に打ち合わせ等の相手方の所属・氏名を記載する。
- ② 出張者は、学会等の用務の場合、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。
- ③ 総務課は、①、②に基づき事実確認を不定期に実施する。

4. 学生等に支給する非常勤雇用者の賃金・謝金等の事実確認及び勤務実態の確認

勤務実態のない謝金・賃金の請求や、勤務時間の水増し請求などの不正を防止するため、総務課が執務場所に赴き、出勤表と照合して勤務確認を行う。

5. 研修の実施

科学研究費補助金の公募に係る説明会等学内研修会の機会を利用して、研究費の不正防止に係る研修を実施する。

6. 研究者によるルールへの遵守及び誓約書の提出

公的研究費に採択された研究者及び公的研究費の運営・管理に関わる業務に従事する者に、関係ルールを遵守する誓約書の提出を求める。

誓約書は、公的研究費に関わる業務に従事しようとする前に提出するものとし、次に掲げる事項が盛り込まれなければならない。

- (ア) 本学の規則等を遵守すること
- (イ) 不正を行わないこと
- (ウ) 規則等に違反して、不正を行った場合は、学校法人志學館学園懲罰規定に基づく処分のほか、当該公的研究費に係る配分機関の処分並びに法的な責任を負うこと

7. 取引業者に関わる不正防止について

- (1) 統括管理責任者は、業者等にこの計画を含む学内規程等を説明し、これを遵守させるとともに、本学との一定の取引実績がある業者等（年間20件以上かつ取引金額が20万円以上）に対しては、公的研究費の適正な使用と管理に関する誓約書の提出を求める。ただし、次の者を除く。
 - (ア) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
 - (イ) 学校法人
 - (ウ) 国際組織、外国企業等
 - (エ) 電気、ガス、電話、郵便事業等
 - (オ) 弁護士、特許、税理士事務所等
 - (カ) その他、統括管理責任者が認める者
- (2) 誓約書は、公的研究費に関わる契約を締結しようとする前に提出するものとし、次に掲げる事項が盛り込まれなければならない。
 - (ア) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - (イ) 内部監査その他調査等において、取引帳簿等の閲覧、提出等の要請に協力すること。
 - (ウ) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - (エ) 本学教職員から不正な行為の依頼等があった場合には、統括管理責任者へ通報すること。

8. 不正防止計画の点検と見直し

不正を発生させる要因の把握に努め、文部科学省からの情報提供や他の研究機関における対応等も参考にし、不正防止計画について絶え間ない点検と見直しを行う。